

旅行業を廃止する場合（JATA 保証社員）

1. 行政庁へのお手続き

事業廃止届等の提出

事業廃止等をした日から30日以内

※旅行業登録抹消日の翌日がJATA保証社員でなくなった日になります。

2. 日本旅行業協会での オンライン退会お手続き

オンライン退会お手続き

・書類のダウンロード 専用フォームから退会届をダウンロードします。

フォーム：<https://form.run/@kaiin-taikai>

以下の2点をPDFにしてアップロードします。

①退会届 ②旅行業登録抹消通知書 または 事業の廃止届出書（行政庁の押印があるもの）

※会費請求に関するお問い合わせは、申請フォーム下（その他）にご記入ください。

3. 弁済業務保証金分担 金返還請求のお手続き

弁済業務保証金分担金返還請求書類の取得

上記①②書類のアップロード後、画面に表示されるボタンから「弁済業務保証金分担金返還請求に関する書類」をダウンロードします。

書類の郵送提出

ダウンロードした「弁済業務保証金分担金返還請求に関する書類」一式を、JATA弁済業務担当まで提出します。

※①退会届 ②旅行業登録抹消通知書 または 事業の廃止届出書（行政庁の押印があるもの）**以外**の書類一式が対象です。

弁済業務保証金分担金返 還請求に関するお問い合 わせ先・書類送付先

お問い合わせ先 JATA 弁済業務担当：

・電話：03-3592-1271（音声案内3番）

・メール：bensai@jata-net.or.jp

・住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階

・宛先：日本旅行業協会 弁済担当

【重要】退会手続きの完了には、オンライン提出（①②）に加え、①②以外の書類の原本を当協会までご提出いただく必要があります。